## 令和5年度

# 保育所等の利用申込みが始まります

問子育て支援課(☎017-734-5330)、浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1113)

令和5年4月からの新規利用申込みを受付します。

保育所、認定こども園等を利用する場合、市への申込みが必要です。下記受付場所で配布する 「令和5年度青森市教育・保育施設等利用案内」をご覧ください。

※保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業の新規利用申込みは、政府が運営する オンラインサービス「マイナポータル」から電子申請できます。



子育て支援課 村上、後藤

- ●申込みできるかた 就労や病気などの理由によって 児童の保育が必要である保護者
- ●受付場所 子育て支援課、浪岡振興部健康福祉課、 各保育所または認定こども園等
- ●受付期間
  - 第1回 令和4年12月1日(木)~2月1日(水)
  - 受 付 保育所等受付は1月31日(火)まで
  - **第2回** 令和5年2月2日(木)~3月1日(水)
  - 受付保育所等受付は2月28日(火)まで
  - **第3回** 令和5年3月2日(木)~3月15日(水) 受付保育所等受付は3月14日(火)まで

申込みの前に必要なこと 児童と一緒に希望保育所等を見学し、保育所等見学チェック

⑤食物アレルギー調査票(アレルギーがある場合)

③保育が必要であることを証明するもの 【表1】

●申込みの際に必要なもの

②保育所等見学チェック表

表にサインをもらってください。 【図1】

①令和5年度教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

④保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための提出書類

●利用の決定

【表り】

各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否 を決定します。

【表1】 令和5年4月から保育が必要であることを証明するもの(次のいずれか)				
	保護者の状況	提出書類	【図1】	
就労 月60時間 以上の就労	会社などに勤務している場合	◎就労証明書(受付場所で様式を配布)	利用申込みまでの流れ	
	自営業や農漁業の場合	◎就労証明書及び民生委員の状況確認報告書(いずれも 受付場所で様式を配布)	市窓口、保育所等で	
	内職の場合	◎雇用されている場合は就労証明書(受付場所で様式を配布)	申込書類を入手	
		<ul><li>◎自営の場合は就労証明書及び民生委員の状況確認報告書(いずれも受付場所で様式を配布)</li></ul>		
保護者が産前産後の場合		◎母子健康手帳の氏名及び出産予定月記載ページの写し	必ず児童と一緒に保	
保護者が長期療養を要したり、 障がいのある場合		<ul><li>◎診断書※保育が困難であることが記載されているもの</li><li>◎身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページの写し</li></ul>	育所等を見学 (要予 約) し、保育所等見	
保護者が病人や障がい者などの看護や 介護をしている場合		<ul><li>◎診断書※看護や介護が必要であることが記載されているもの</li><li>◎身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証などの氏名・等級・交付年月日記載ページの写し</li></ul>	学チェック表にサイ ンをもらう ※アレルギーがある場合は「調査票」を持参	
災害等でり災	した自宅等の復旧活動を行う場合	◎り災証明書などの写し		
職業訓練校、大学、専門学校などに通学している場合(月60時間以上の通学)※趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません		<ul><li>◎在学(籍)証明書(受講期間が記載されたもの)</li><li>◎月60時間以上の受講状況がわかるカリキュラム表などの写し</li></ul>	市窓口、保育所等へ	
その他、市が認める場合		◎子育て支援課・浪岡振興部健康福祉課へご相談ください	申込書類を提出	
※保護者以外の	同居者についても証明書などを提出	出していただく場合があります。		

【表2】 保育料等を決定するための提出書類 ※下記書類を提出した場合、保育料の軽減等の適用や副食費徴収免除となる場合があります。

### 書類の提出が必要な場合 提出書類 児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設を利用している 新制度に移行しない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理 ◎在園(所)証明書 治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援 児童本人または同居者が次の手帳等の交付を受けている 身体障害者手帳、愛護(療育)手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書 ◎手帳等の写し

### 12月3日~9日は

問障がい者支援課

(☎017-734-2317、F017-734-5329)

本市では、障がいのある人もない人も誰もがお互いに尊重 し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを 持って参加できる共生社会の実現を目指しています。

### ご利用ください! 「青森市コミュニケーション支援ボード」



障がい等により、コミュニケー ションが困難なかたとの意思疎 通の支援ツールとして、市役所 全ての窓口に設置しています。

### ふれあうぞハート!障がい者週間2022

厨12月3日(土)~9日(金)9:00~17:00 **厨駅前庁舎1階 駅前スクエア** 

内うららマルシェに参加している事業所の活動内容 を紹介するパネル展示や障がいのある人とない人 の心がふれあうイベントを開催!ぜひお立ち寄り ください。

### 障がい者週間特別展示のお知らせ

視て!聴いて!触って!バリアフリーな図書館 ~障がいのある人もない人も、みんなが読書でつながろう!·

特別支援学校児童生徒の作品、点字図書、録音図書、 手話の本、様々な障がいのあるかたへの理解を深める 図書、さわる絵本などの展示、視覚障がい者用機器体 験、対面朗読体験など ※内容によって、開催日時が 異なります。詳細はお問合せください。

 
厨12月3日(土)~9日(金)9:00~20:00
所問市民図書館(☎017-776-2455)

### 特別障害者手当などの支給について

**問障がい者支援課(☎017-734-5319)** 浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1113)

在宅等で常時介護を必要とする障がいのあるかたや、障がいのある20歳未満の児童を監護している父母などに対する手当を 支給します。所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

手当の種類	対象	支給月額
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において	27, 300円
付別牌合有于当	常時特別の介護を必要とする状態にある在宅等の20歳以上のかた	※支払月は2月、5月、8月、11月
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の	14, 850円
降音光無性十分	介護を必要とする状態にある在宅等の20歳未満のかた	※支払月は2月、5月、8月、11月
性则旧辛什美工业	精神または身体に中度以上の障がいを有する20歳未満の児童を在宅等で	1級 52,400円、2級 34,900円
特別児童扶養手当	監護、養育している父母等	※支払月は4月、8月、11月

ちのかた

謝礼▼任期終了後にお手持ち 年2月28日 募集人員/任期▼25人程度

にまとめて提出

トを作成し、翌月5日まで

回

所定の様式でレポー

毎週

令和5年1月1日~令和5

活動内容▼市営バスを利用 た際の評価について、

毎週1回、 系一Cカードは不可 ※S u:- c a等、 ※通信費は自己負担 システムを使用できるかた トフォンなどで、 バスロケーション 他 心の交通 @[AOPASS] 族は応募不可 ※交通部職員及び同居の家 をお

地域連携一Cカード「AOP 応募資格▼①本市在住の満15 の調査員を募集します。 スについて評価いただくため ASS」など、新たなサービ ム」や、本年3月に導入した バスを利用しているかた 歳以上で、週2日以上市営

に通知)

12月5日から試験運用予定 「バスロケーションシステ 調査員の募集 市営バス利用促進

aomori.aomori.jp) 平均週間利用日数・市営バ 学・買物・通院・その他)・ 利用区間と目的 号、メールアドレス、主な 住所、氏名、 郵送またはEメールで、 こと (40~80字程度) スについて日頃感じている 課 47 039 ⊠kotsu-kanri@city -3503 1 **T** 017 青森市交通部管 726 1 5 4 5 年齢、 (月)までに、 (通勤・ 野内字菊 電話番 を

|考||地域・利用路線 考結果は12月30日(金)まで 回数を考慮の上選考 可能な5千円相当分のポイ 営バスの運賃支払いに利用 ントを進呈 「AOPASS」へ、 ※選 利用 市